

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
へき地児童生徒援助費等補助金 (1) スクールバス、ボート等購入費	【スクールバス・ボート購入費】 市町村が、へき地学校及び学校統合・過疎地域による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために通行するスクールバス、ボートを購入する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	へき地教育振興法第6条(昭和29年法律第143号)へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	財務課	・学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債) ・辺地対策事業債)	教育費・小学校費 ・中学校費	臨時特定
(2) 遠距離通学費等補助	【遠距離通学費】 市町村が、学校統合に伴う通学費を負担する場合に遠距離通学児童生徒に要する交通費を負担する事業(小→4km以上)(中→6km以上)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2			—	—	—	—	經常特定
(3) 保健管理費	【医師等派遣事業】 市町村が、医療機関までの距離が4km以上あるへき地学校において、学校保健法に基づく健康診断等を行う場合における医師等を派遣する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2			—	—	—	—	—
	【心臓検診事業】 市町村が、へき地学校等の小学校第1学年並びに中学校第1学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業	限度額及び予算の範囲内	1/3		2/3			—	—	—	—	—
(4) 離島高校生修学支援費	【遠距離通学費】 市町村が、本土と橋梁等で繋がっていない離島の中に高等学校が設置されていない地域の通学に要する交通費等を援助する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2			—	—	—	—	—
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒の学用品費等を補助する事業(学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費など)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関法律第2条(昭和31年法律第40条) ・要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	財務課	—	教育費・小学校費 ・中学校費	經常特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援学級分）	特別支援学級の児童生徒の学校給食費、交通費、学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費等、小中学校の特別支援学級への就学の特殊事業に鑑みこれらの学校への児童・生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減し、学校教育普及奨励を図る	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	・特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) ・特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	財務課	—	教育費・小学校費・中学校費・保健体育費	經常特定
高等学校等就学支援金交付金	高等学校等における教育に係る家庭の経済的負担軽減を目的とし、公立高等学校等の生徒の授業料について一定額を助成するもの（公立高等専門学校分を含む）	事業に要する経費	10/10				△	・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金交付金交付要綱 ・高等学校等就学支援金交付要綱	財務課	—	教育費・高等学校費	臨時特定
高等学校等就学支援金事務費交付金	高等学校等就学支援金に関する事務の、円滑な実施に資することを目的として交付される経費	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱	財務課	—	教育費・高等学校費	臨時特定
被災児童生徒就学支援等事業交付金	東日本大震災又はその他大規模により被災し、就学困難な状況になった児童生徒の学用品費等を補助する事業（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費（※ただし、オンライン学習通信費については、大規模災害のみ。））	限度額及び予算の範囲内	10/10 (2/3)		(1/3)		△	・被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱 ・被災児童生徒就学支援等事業実施要領（東日本大震災） ・被災児童生徒就学支援等事業実施要領（大規模災害等）	財務課	—	教育費（該当項目）	臨時特定
高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）	高等学校等就学支援金の対象にならない世帯が、倒産や失業などで家計に影響が出たなどの経済的理由で授業料の納付が困難となった場合、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額に反映されるまでの間、各自治体が授業料減免制度により支給した額を補助するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	1/2		1/2		○	・高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援） ・交付要綱	財務課	—	教育費・高等学校費	臨時特定
高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）	高等学校等中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も継続して高等学校等就学支援金に相当する金額を支給するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	・高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援） ・交付要綱	財務課	—	教育費・高等学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
公立学校施設整備費負担金		【算出根拠式】 国庫負担面積×補助単価 =補助工事費A A×1/100=事務費B (A+B)×補助率						・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 ・離島振興法 ・過疎地域自立促進特別措置法	学事課	学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債)(辺地対策事業債)	教育費(該当項目)	臨時特定
	(1) 公立小、中、義務教育 学校校舎の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(2) 公立小、中、義務教育 学校屋内運動場の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(3) 公立小、中、義務教育 学校統合校舎等の新增築	(一般) (離島・過疎)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(4) 併設型中学校、中等教育 学校(前期課程)の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
(5) .特別支援学校(小・中学 部)の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○						
理科教育設備整備費等補助金	(1) 理科教育等設備整備費補助小・中・特別支援学校及び高等学校の理科、算教数学教育設備整備	補助金限度基礎額の範囲内補助金(政令で定める額)	1/2		1/2		○	理科教育振興法第9条	義務教育課	-	教育費(該当項目)	臨時特定
	(2) 理科観察実験支援事業観察実験アシスタントを学校に配置	補助金限度基礎額の範囲内補助金(政令で定める額)	1/3		2/3		○	理科教育振興法第9条	義務教育課	-	教育費(該当項目)	臨時特定
トライやる・ウィーク推進事業交付金	公立中学校2年生が行う、自律性を高め「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動に対する補助	事業に要する経費 1学級当たり/ 政令指定都市 100千円 その他 150千円		定額			×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	-	教育費、中学校費	臨時特定
環境体験事業及び自然学校推進事業交付金	小学校3年生が行う体験型環境学習及び小学校5年生が行う集団宿泊活動に対する補助	事業に要する経費		定額			×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	-	教育費、小学校費	臨時特定
「わくわくオーケストラ教室」事業バス利用補助	県立芸術文化センターで開催される「わくわくオーケストラ教室」に参加する中学校がバスを借り上げた場合にかかる経費を一部補助	事業に要する経費		1/3	2/3		×	令和3年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	-	教育費、社会教育費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
ひょうごがんばり学びタイム	全国学力・学習状況調査結果の分析・検証に基づき、学力向上に向けて、市町が提案する方法により、小中学校において、地域人材を活用した放課後の学力向上方策に取組む。	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	・教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱 ・ひょうごがんばり学びタイム実施要項	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
幼児期と児童期の円滑な接続推進事業	幼児期と児童期の教育の円滑な接続を推進するため、複数の幼児教育施設と接続する小学校において、互いの教育について共通理解し連携を深め、接続期の保育・教育の在り方に関する実践研究を行い、接続期のカリキュラムの改善・充実を図る。	事業に要する経費		定額			×	幼児期と児童期の円滑な接続推進事業実施要綱	義務教育課	—	教育費・幼稚園費・民生費・児童福祉費	臨時特定
キャリア教育充実事業	小・中学校9年間の学びのつながりを意識したキャリア形成と自己実現に向け、系統的な指導や兵庫版「キャリア・パスポート」を活用した校種間の接続、実践をPDCAサイクルに基づき検証し、改善を図る方法について研究を行う。	事業に要する経費		定額			×	キャリア教育充実事業実施要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置するための事業に要する経費の一部を補助	限度額:1中学校区/ 328千円	1/9	2/9	6/9		△	令和3年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費・中学校費	臨時特定
伝統文化の学びの充実事業	ふるさと・ひょうごを愛する心を育むため、地域に伝わる伝統文化に関して、小中学校での教育課程に位置付けた学習を充実させる。	事業に要する経費		定額			×	伝統文化の学びの充実事業実施要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
道徳教育実践研究事業委託金	道徳教育について実践研究を行う推進地域を指定し、学校・地域の課題に合わせた取組等の実践を行い、普及・啓発を行う	県内7地域	10/10				×	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業要項 令和3年度道徳教育実践研究事業実施要項	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
プロから学ぶ創造力育成事業	様々な分野で活躍するクリエイター等を学校に派遣し講話や実演に要する経費の一部を補助	限度額 1校/@50千円		1/2	1/2		×	令和3年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
学校等における感染症 対策等支援事業	各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費を補助	児童生徒の人数に応じた補助上限額の範囲内	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
地域部活動推進事業	令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、体制の構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うため、課題解決を目指す事業実施体制について研究する。	事業に要する経費	10/10				△	令和3年度地域部活動推進事業実施要項	義務教育課		教育費、中学校費	通常一般
不登校対策研究事業	近年の不登校児童生徒数の増加に伴い、文部科学省が示した不登校支援に向けた新たな考え方も踏まえた支援の在り方やコロナ禍における状況を踏まえ、ポストコロナ社会における不登校支援についても検討し、今後の学校支援に生かす。	事業に要する経費		定額			×	令和3年度ひょうご不登校対策事業実施要項	義務教育課		教育費、中学校費	通常一般
教育支援体制整備事業 補助金（特別支援教育 体制整備の推進分）	障害のある幼児児童生徒の支援のため、関係機関との連携、学校への巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施等により、特別支援教育の体制整備を推進する	限度額の範囲内	1/3		2/3		○	教育支援体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	特別支援教育課	—	教育費、教育総務費、特別支援学校費	臨時特定
特別支援学校交流・体験 チャレンジ事業交付金	特別支援学校小学部児童及び中学部生徒が、1泊2日程度で行う集団宿泊訓練に対する補助	実施校1校あたり定額100千円		定額			×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	特別支援教育課	—	教育費、特別支援学校費	臨時特定
医療的ケアのための看護 師配置事業費補助	市町教育委員会において、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する市立特別支援学校への看護師配置に要する経費の一部を補助	予算の範囲内	1/3		2/3		○	教育支援体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	特別支援教育課	—	教育費、特別支援学校費	臨時特定
定時制高等学校教科書 給与事業費補助	定時制高等学校教科書給与事業	教科書給与費		1/2	1/2		×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	高校教育課	—	教育費、教育総務費	経常特定
学校施設環境改善交付 金（産業教育施設の整備）	デジタル化に向けた産業教育装置の購入及びその設置に際し必要な施設の改修	購入及び設置を行うために文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3		○	学校施設環境改善交付金交付要綱	高校教育課		教育費、教育総務費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
学校・家庭・地域の連携協力事業費補助	地域と学校が連携・協働し、地域学校本部、学校運営協議会等、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進する	補助事業に要する経費	1/3	1/3	1/3		△	令和3年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	社会教育課	—	教育費、教育総務費	臨時特定
埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金	埋蔵文化財緊急発掘調査等	補助対象経費	1/2	1/4	1/4		◇	・文化財保護法 ・令和3年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	文化財課	—	教育費、社会教育費	臨時特定
文化財保存整備費補助金	国・県指定文化財の保存修理防災施設整備等事業	補助対象経費 随 伴 県 単	50~85/100	1/20~1/4	1/20~1/4	1/20~1/4	◇ ×	・文化財保護法 ・令和3年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	文化財課	—	教育費、社会教育費	臨時特定
史跡地公有化補助金	史跡地等購入事業	補助対象経費	80/100	1/15	2/15		◇	・文化財保護法 ・令和3年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	文化財課	—	教育費、社会教育費、公債費	臨時特定
指定文化財管理費補助金	指定文化財防災設備保守点検等	補助対象経費	1/4	1/4	1/2		□	・文化財保護法 ・令和3年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	文化財課	—	教育費、社会教育費、公債費	経常特定
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒の医療費、学校給食費	配分人員による額の範囲内 (補助単価) 医療費 12,000円/1人1疾病 学校給食費 ①完全給食：小 53,000円/人 中 62,000円/人 ②補食給食：小 41,000円/人 中 46,000円/人 ③ミルク給食：小 8,000円/人 中 8,000円/人	1/2		1/2		○	・学校給食法 ・学校保健安全法 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	体育保健課	—	教育費、保健体育費、各該当項目 (医療費)	経常特定
公立社会体育施設災害復旧事業補助金	「激甚災害」を受けた社会体育施設の災害復旧事業 1.建物 2.建物以外の工作物 3.土地 4.設備	災害復旧事業査定額	2/3		1/3		○	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	体育保健課	災害復旧事業債	災害復旧事業,その他	臨時特定
兵庫県立兎和野高原野外教育センター指定管理業務委託金	施設の管理運営事業	事業に要する経費及び予算の範囲内		10/10			×	・地方自治法 ・公の施設の指定管理者の指定等に関する条例	体育保健課	—	教育費、保健体育費	経常特定
安全教育総合支援事業委託金	①市町が実施する学校安全推進のための取組を支援 ②実践委員会の開催 ③学校安全対策合同会議の開催	事業に要する経費及び予算の範囲内	10/10				△		体育保健課	—	教育費、社会教育費	臨時特定
中学校部活動指導員配置事業	専門的な技術指導を受けられない生徒の技術向上を図るとともに、未経験競技などの指導による教員の心理的負担の軽減ため、部活動指導員を配置する経費の一部を補助する	国が示すガイドラインを遵守することを前提とした上で予算の範囲内	1/3	1/3	1/3		△	令和3年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	体育保健課	—	教育費、保健体育費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
中学校運動部活動の地域移行検討事業	①県内2ヶ所において、地域部活動を実施する拠点校に補助 ②運動部活動専門家会議の開催	事業に要する経費及び予算の範囲内	10/10				△	-	体育保健課	-	教育費、保健体育費	臨時特定
学校施設環境改善交付金(体育施設)	①地域スポーツ施設(社会体育施設)耐震化事業	①【算出式】 交付対象面積×建築単価 対象面積： 補強を要する建物面積 @34,200円/㎡ ※ 工事費は1施設あたり2億円を限度とする。	1/3		2/3		○	・スポーツ基本法・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費 幼稚園費	臨時特定
	②中学校武道場建設事業	②【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■各対象面積 ・新築 ・改築 (1)柔道場 250㎡限度 (2)剣道場 300㎡限度 (3)柔剣道場 450㎡限度 (4)相撲場 250㎡限度 (4)なぎなた場 300㎡限度 ×@155,600円/㎡(建築単価)[空調設備有り] ×@138,800円/㎡(建築単価)[空調設備無し] (5)弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3		○	・スポーツ基本法・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費	臨時特定
	③学校水泳プール耐震補強事業	③文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費	臨時特定
	④学校水泳プール(屋外)建設事業	④【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：400㎡限度 ■建築単価 (1)一般 @190,100円/㎡ (2)耐震強化 @211,110円/㎡ (3)浄水型 @234,200円/㎡	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費、特別支援学校	臨時特定
	⑤学校水泳プール上屋建設事業	⑤【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：600㎡限度 ■建築単価：@82,800円/㎡	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費、特別支援学校	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考															
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別														
学校施設環境改善交付金(体育施設) (つづき)	⑥学校水泳プール(屋内)建設事業	⑥【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：400㎡限度 ■各建築単価 (1)一般 @840,800円/㎡ (2)耐震強化 @871,700円/㎡ (3)浄水型 @887,200円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、中学校費、高等学校費、特別支援学校	臨時特定														
	⑦地域屋外スポーツセンター	⑦【算出式】 交付対象面積×建築単価 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>対 象 面 積</th> <th>単 価 @</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>運動場</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>3,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>運動場のクラブハウス</td> <td>330㎡限度</td> <td>86,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>運動場の照明施設 (200Lux以上)</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>5,400円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		対 象 面 積	単 価 @	(1)	運動場	5,000㎡～ 10,000㎡	3,000円/㎡	(2)	運動場のクラブハウス	330㎡限度	86,000円/㎡	(3)	運動場の照明施設 (200Lux以上)	5,000㎡～ 10,000㎡	5,400円/㎡	1/3		2/3		・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費
種 別		対 象 面 積	単 価 @																							
(1)	運動場	5,000㎡～ 10,000㎡	3,000円/㎡																							
(2)	運動場のクラブハウス	330㎡限度	86,000円/㎡																							
(3)	運動場の照明施設 (200Lux以上)	5,000㎡～ 10,000㎡	5,400円/㎡																							
	⑧地域武道センター	⑧【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積 550～2,100㎡ ■建築単価@151,600円/㎡ [空調設備有り] ■建築単価@135,200円/㎡ [空調設備無し] 弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3		・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定															
	⑨地域水泳プール(屋内)建設事業	⑨【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■交付対象水面積：600㎡限度 ■各建築単価 (1)談話室等 @130,400円/㎡ (2)一般 @840,800円/㎡ (3)耐震強化 @871,700円/㎡ (4)浄水型 @887,200円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3		・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定															

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
学校施設環境改善交付金(体育施設) (つづき)	⑩地域スポーツセンター建設事業 ※地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンター	⑩【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：550～2,100㎡ ■建築単価@212,800円/㎡[空調設備有り] ■建築単価@189,900円/㎡[空調設備無し]	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定
	⑪地域水泳プール(屋外)建設事業	⑪【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積(屋外地域スイミングセンター) 水面積：600㎡限度 ■各建築単価 (1)談話室等 @134,400円/㎡ (2)一般 @234,200円/㎡ ■対象面積(屋外地域スイミングセンター) 水面積：400㎡限度 (3)浄水型 @234,200円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール ※1/2	1/3		2/3	※1/2	・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定	
学校施設環境改善交付金(給食施設)	[小・中学校分] 1. 学校給食施設の新増築 (1) 単独校調理場施設	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 271,200円/㎡ S 242,900円/㎡ W 271,200円/㎡	1/2		1/2		・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課		教育費、保健体育費	臨時特定	
	(2) 共同調理場施設	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 施設建築単価 R 341,500円/㎡ S 305,900円/㎡ W 341,500円/㎡	1/2		1/2							
	2. 炊飯給食施設の新増築 (1) 単独校調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							
	(2) 共同調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別 分 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
学校施設環境改善交付金(給食施設)(つづき)	3. 学校給食施設の改築 (1) 単独校調理場	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 271,200円/㎡ S 242,900円/㎡ W 271,200円/㎡	1/3		2/3							
	(2) 共同調理場	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 341,500円/㎡ S 305,900円/㎡ W 341,500円/㎡	1/3		2/3							
	へき地学校分	【へき地の学校に係る補助率】 ①新増築事業の補助率 (補助率1/2のもの) ②改築事業の補助率 (補助率1/3のもの)	①2/3 ∫ 5.5/10		①1/3 ∫ 4.5/10							
学校施設環境改善交付金(校舍耐震など)	(1) 危険建物の改築 ●幼、小、中、義務教育 (一般) ●中等教育学校(前期課程) ●特別支援学校 (2) 不適格建物の改築 (一般) ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育学校(前期課程) ●特別支援学校 (3) 津波移転改築 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	(離島、山村(財政力0.4未満)・過疎) (離島、山村(財政力0.4未満)・過疎) (津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る)	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10		○ ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 ・離島振興法 ・過疎地域自立促進特別措置法 ・山村振興法 ・へき地教育振興法公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・地震財政特別措置法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	学事課	学校教育施設等整備事業債	教育費・小学校費・中学校費・特殊学校費・幼稚園費	臨時特定	

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
学校施設環境改善交付金(校舎耐震など) (つづき)	(4)地震改築事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	(一般)	1/3		2/3							
			1/2		1/2							
	(5)不適格改築事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	(一般)	1/3		2/3							
			1/2		1/2							
	6.耐震補強事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	耐震補強 (一般)	1/3		2/3							
		財政力指数が1.00を超える市町村	2/7		5/7							
	●小、中、義務教育、中等教育学校(前期課程)の非木造校舎・屋体	(地震防災緊急事業五箇年計画に基づくものうちI s値0.3未満等のもの)	1/2		1/2							
		(地震による倒壊の危険性が高いもの)	2/3		1/3							
	7.長寿命化改良事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	構造体の劣化対策を要する建築後40年を経過したもの	1/3		2/3							
予防改修については、建築後20年以上40年未満であるもの又は長寿命化事業後20年以上経過したもの												
8.大規模改造事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	老朽改造については、建築後20年を経過したもの	1/3		2/3								
	が1.00を超える市町村	2/7		5/7								
9.学校統合に伴う施設改修事業 (小、中、義務教育学校)	(一般)	1/2		1/2								
	(離島・過疎)	5.5/10		4.5/10								

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
学校施設環境改善交付金(つづき)	10. 特別支援学校整備事業											
	①特別支援学校	改築、改造	1/3		1/3							
		改修	1/2		1/2							
	②特別支援学校(幼・高等部)	新增築	1/2		1/2							
	11. 公害防止工事 (幼、小、中、義務教育、高、中等教育、特別支援学校)	(一般)	1/3		2/3							
		(離島)	5.5/10		4.5/10							
	12. へき地寄宿舎・教員宿舎	(へき地)	1/2		1/2							
		(離島・過疎)	5.5/10		4.5/10							
	13. 屋外教育環境整備事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)		1/3		2/3							
	14. 木の教育環境整備事業 (小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)		1/3		2/3							
	15. 地域・学校連携施設整備事業 (小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	複合化推進型	1/3		2/3							
	16. 幼稚園施設整備事業 (幼稚園)	新增築、改築、改造	1/3		2/3							
	17. 防災機能強化事業											
	①幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校	防災機能強化に資する工事等	1/3		2/3							
	②高校・中等教育学校(後期課程)	防災機能強化に資する工事等のうち、屋外防災施設のみ	1/3		2/3							
	18. 太陽光発電等導入事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、高校(産業教育施設のみ)、特別支学校、共同調理場)		1/2		1/2							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別	
学校施設環境改善交付金 大規模改造（質的整備）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の建物等並びに共同調理場の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつてはアに掲げるもののうち学習系ネットワーク円滑化工事に限り、幼稚園にあつてはアに掲げるもののうち学習系ネットワーク円滑化整備工事を除き、共同調理場にあつてはエに掲げるものに限る。アに掲げるもののうち学習系ネットワーク円滑化整備工事については令和2年度補正予算（第3号）に係る事業に限る。） ア教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工 イ法令等に適合させるための施設整備工事 ウスプリンクラーの設置（特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る。） エ空調設置工事 オ障害児等対策施設整備工事 カ防犯対策施設整備工事 その他文部科学大臣が特に認めるもの	事業に要する経費	1/3		2/3		○	学校施設環境改善交付金交付要綱	学事課 教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定	
			1/2		1/2								
			財政力指数が1.00を超える市町村										
			2/7		5/7								
地域に学ぶ人権学習推進事業費補助金	市町が実施する人権課題解決についての学習活動に要する経費	一講座/@80千円を限度		1/3	2/3		×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	人権教育課	-	教育費、社会教育費	臨時特定	

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
外国人児童生徒等に対する教育支援事業（公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援に要する経費	予算の範囲内	1/3	1/3	1/3		△	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱・教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	人権教育課	—	教育費・教育総務費	臨時特定
日本語指導支援推進校事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語指導支援員を配置し、日本語指導の実施に要する経費の一部を補助	予算の範囲内		1/2	1/2		×	令和3年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	人権教育課	—	教育費・教育総務費	臨時特定
補習等のための指導員等派遣事業	スクール・サポート・スタッフ配置事業	予算の範囲内	1/3	2/3			△	教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱	教職員課	—	教育費・教育総務費	臨時特定
公立学校情報機器購入事業	①地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超え、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む ②生徒の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費	事業に要する経費 1台4.5万円を上限（1台4.5万円を下回る場合は実費）とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
公立学校情報機器リース事業	①地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超え、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	事業に要する経費 1台4.5万円を上限（1台4.5万円を下回る場合は実費）とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
家庭学習のための通信機器整備支援事業	児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fi ルーター、USB 型LTE データ通信機器（USBドングル）、SIMカード）の貸与	事業に要する経費 1式1万円を上限（1式1万円を下回る場合は実費）とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
学校からの遠隔学習機能の強化事業	遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク、これらの附属品。）の購入費 ※設備の運搬費、設置・据え付け費を含む	事業に要する経費	1/2		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
G I G A スクールサポーター配置促進事業	ICT 環境整備の設計や使用マニュアル（ルール）の作成などを行うためのICT技術者の配置に要する経費（人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）	事業に要する経費	1/2		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
GIGAスクール運営支援センター整備事業	ICT運用支援（ヘルプデスクの開設準備等）やネットワークの一点検・応急対応などを行うための体制の整備に要する経費（人件費、旅費、委託料、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等）	事業に要する経費	(連携等実施型) 1/2 (連携等実施型以外) 1/3		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業	地方財政措置算定分（普通教室の数等）を超える ①遠隔授業及びハイブリッド教育の充実等のオンライン学習を本格化させるための指導用コンピュータの整備に要する経費 ②ICTを活用した授業環境の高度化に資する機器の整備に要する経費 ※機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	事業に要する経費	1/2		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	教育活動を継続するため、感染症対策等を徹底する取組、教職員の研修を支援する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。	児童生徒の人数に応じた補助上限額の範囲内	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業	特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助する。	事業に要する経費	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	特別支援教育課		教育費、特別支援学校費	臨時特定
公立学校入出力支援装置購入事業	障害により情報機器の入出力自に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費で大臣が認める経費	事業に要する経費 ・個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	特別支援教育課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨時特定
公立幼稚園感染拡大防止対策事業	新型コロナウイルス感染症対策として、国公立幼稚園に配布する保健衛生用品の購入に要する経費の一部を補助する	事業に要する経費 ・上限50万円/園	1/2		1/2		△	・教育支援体制整備事業費交付金 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、幼稚園費	臨時特定
園務改善のためのICT化支援事業費補助	幼稚園業務の支援システムの導入を推進し、多岐にわたる幼稚園教諭の業務負担の軽減や、ICTの活用による教育の質の向上を図るために必要な経費を補助する。	事業に要する経費 ・上限100万円/園	3/4		1/4		△	・教育支援体制整備事業費交付金 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、幼稚園費	臨時特定